

当社は下記の2点を行動計画とする。

仕事と家庭を両立させるための就業条件の整備

計画期間：令和6年9月1日 ～ 令和9年8月31日まで
約3年間

内 容：三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限

[方策と実施時期]

令和3年10月1日～ 実施

令和6年 9月1日 制度の見直しと再検討

令和6年10月1日～ 実施

内 容：年次有給休暇の取得の促進のための措置

[方策と実施時期]

令和3年10月1日～ 実施

令和6年 9月1日 制度の再周知と見直し

令和6年10月1日～ 実施